令和5年6月現在の運用とは一部内容が異なります。
本資料は今後見直しを検討しております。

関連資料1-1-11

事故報告に関するＦＡＱ

川崎市の民間保育所における事故報告の取扱いについて、多く寄せられる質問に関し、次のとおり回答をまとめましたので、御参照ください。

Ｑ１　どのような場合に、事故報告書を提出すればいいのか。

Ａ１　保育時間中に起きた事故で医療機関に受診となった場合には、怪我の大小を問わず、保育課へ御提出ください。それ以外の場合でも、保護者とトラブルになっている事案等特に市への報告が必要と判断されるものは、報告をお願いします。

Ｑ２　保育課への提出期限はいつまでですか。事故発生から何日以内等の決めはあるか。

Ａ２　通常の医療機関に受診となった場合等の報告は、事故発生後、再発防止策までを講じた上で、遅くとも１か月以内に報告をお願いします。そのため、医療機関において即時完治となった場合には、１か月の経過を待たずに事故発生の検証等が終了した時点で御提出ください。

なお、死亡事故及び治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事故に関しては、国への報告が必要になることから、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日まで）に、保育課へ提出をするようお願いします。

Ｑ３　事故報告書の様式は独自様式でもいいのか。

Ａ３　まず、本市の様式につきましては、市のホームページ上の「川崎市の民間保育所における事故報告の取扱いについて」に掲載してありますが、既に法人独自の統一した様式があり、本市様式と同内容の記載があれば独自様式でも構いません。

しかしながら、重大事故の様式につきましては、国指定の様式がありますので、上記ホームページ上に掲載されている様式をお使いください。

Ｑ４　事故発生後、事故報告書を提出する前に、事前に保育課へ連絡が必要か。

Ａ４　通常の医療機関に受診となった場合等は、施設において特に市に連絡を要すると判断されるものについて、事前に連絡をお願いします（例．救急搬送の場合や怪我対応により保護者から市に苦情が入る可能性がある場合等）。

重大事故の場合には、医療機関への受診と保護者への連絡後に、必ず市への連絡もお願いします。

Ｑ５　作成した事故報告書の提出方法について

Ａ５　提出方法につきましては、郵送やＦＡＸ等、施設が提出しやすい方法で構いませんが、個人情報の取扱いには御注意ください。なお、報告書の原本は園で保管してください。